

あなたの会社をPRしませんか？

広告掲載事業が始まります

市は、平成21年度から、市の資産に民間企業などの広告を掲載する広告掲載事業を始めます。

◆ 広告掲載事業って何？

広報印刷物やウェブサイト、公共施設など、市のさまざまな資産を広告媒体（広告を伝達する手段）として有効活用し、民間企業などの広告を掲載して、広告料収入を得る事業です。

◆ 広告掲載事業の目的は？

- 目的は、主に次の3点です。
- ① 市の資産の有効活用
 - ② 事業者に安価に広告媒体を提供することによる、地域経済の活性化
 - ③ 厳しい財政状況の中での、新たな市の財源の確保

◆ 広告料収入の使い道は？

広告媒体となる印刷物などの制作費や、各種事業の財源として有効に活用し、市民サービスの向上を図ります。

◆ 広告媒体ってどんなもの？

封筒やパンフレットなどの印刷物やウェブサイトのほか、施設の壁面などを広告媒体として予定しています。

◆ どんな人が

広告主になれるの？

市内外の企業・自営業者などの事業者やNPO法人などの皆さんです。

◆ 広告掲載の基準はあるの？

広告の掲載については、政治性・宗教性やギャングブル性のあるもの、青少年の健全育成の観点から不適切なものなどは対象外としています。詳しくは、市ウェブサイトに掲載してある富士市広告掲載に関する指針及び基準をごらんください。

◆ 広告主の募集は

どのように行うの？

広告主の募集は、広告媒体ごとに、その都度、広報ふじや市ウェブサイトなどでお知らせします。

市が募集する広告媒体は、多くの皆さんの目にふれる機会が多いものばかりです。ぜひ、会社やお店のPRに市の広告媒体をご利用ください。事業者の皆さんのご応募をお待ちしています。

◆ 問い合わせ

行政経営課

☎(55)2719 ㊟(53)6669

so-gyousei

@div.city.fuji.shizuoka.jp

第1弾

7月1日から 市ウェブサイトにもバナー広告を掲載します

● バナー広告とは？

市ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへリンクするものです。

● 広告を掲載するウェブページと枠数

- A トップページ 17枠
- B 富士山ライブカメラ 10枠
- C 中央病院トップページ 5枠



A トップページ



B 富士山ライブカメラ



C 中央病院トップページ

● 掲載枠料（1か月1枠）

- A・B 各1万円
- C 5千円

※消費税及び地方消費税を含む。

● 掲載期間

7月1日から平成22年3月31日までの間で、毎月1日から末日までの1か月単位とし、3か月以上を原則とします。平成22年度以降の掲載については、2月ごろお知らせします。

● 掲載申し込み

指定広告代理店を通じての申し込みとなります。詳しくは、A・Bは広報広聴課、Cは病院経営課にお問い合わせください。

● バナー広告の掲載申し込み・問い合わせ ●

広報広聴課 ☎55-2700 ㊟51-1456 病院経営課 ☎52-1131 内線2222 ㊟51-7077